

# 第1章 総論

## 第1 計画の策定

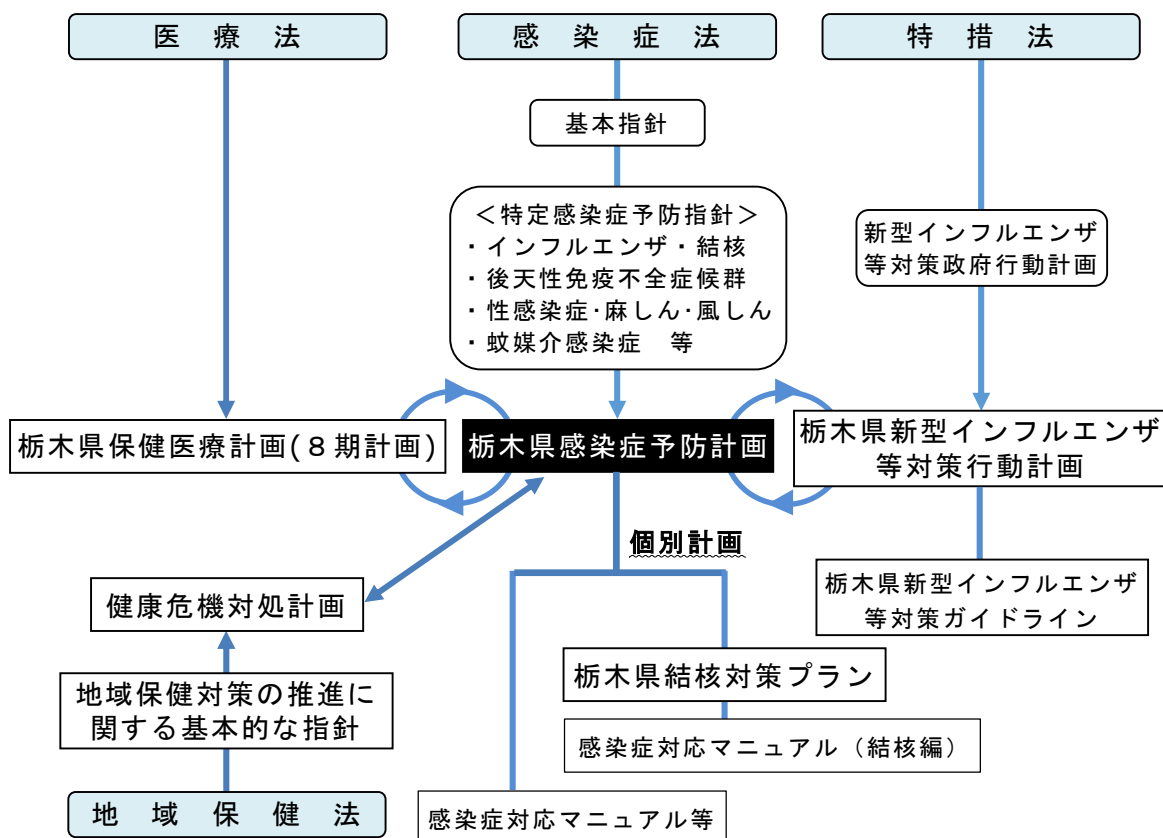
県は、感染症法第10条第1項の規定に基づき、総合的かつ計画的に感染症対策を推進するため本計画をここに定める。

なお、本計画は、感染症法第9条第1項及び第11条第1項の規定に基づき国が定める基本指針及び特定感染症予防指針に即したものとする。

## 第2 計画の位置づけ

本計画は、感染症法第10条第8項の規定に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に規定する「栃木県保健医療計画」及び特措法第7条に規定する行動計画との整合性の確保を図るとともに、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」など関連する他の県計画における関連施策との整合を図りつつ、県の感染症対策の基本的な方向性を定めるものとする。

また、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条に規定する「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に沿って保健所及び衛生研究所毎に策定する「健康危機対処計画」との整合を図るものとする。



さらに、本計画に基づく各種取組により、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール10「人や国の不平等をなくそう」などの実現に貢献する。

#### 【本計画とSDGsとの関係】



## 第3 感染症の予防の推進の基本的な方向

県は、以下の1から4に示す感染症の予防の推進の基本的な方向に基づき、新型コロナ対応の課題を踏まえ、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応できる体制を構築する。

### 1 感染症の発生及びまん延防止に重点を置いた施策の推進

平時から感染症の発生の状況及び動向を正確に把握する体制を整備し、県民及び医療機関や高齢者施設等\*への適切な情報提供等を通じて、感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政を推進する。

また、県、宇都宮市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関、高齢者施設等関係団体等で構成する連携協議会を通じて、平時から本計画に基づく各種取組等について協議を行うとともに、本計画に基づく取組状況を毎年報告し、関係者は相互に進捗を確認するなど、感染症対策に係る取組について、関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

\*本計画における「高齢者施設等」について

本計画においては、新型コロナ対応を念頭に、特に重症化リスクの高い者が入所している高齢者施設・障害者施設を中心とした対応を想定しているが、その他の社会福祉施設等においても必要に応じて対応をお願いするものである。

### 2 県民一人一人の感染症の予防及び治療に重点を置いた対策の推進

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたことから、感染症の発生状況や動向、原因に関する情報の収集及び分析、その分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の県民への積極的な公表に努め、県民一人一人における予防を推進する。

また、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じて、早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。

### 3 人権を尊重した対策の推進

感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする。具体的には、患者個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な

医療を受けることができ、感染症法の規定に基づく入院の措置が講じられた場合には、病原体又は症状の消失後、直ちに社会へ復帰できるような環境を整備する。

また、感染症に関する個人情報の保護に十分留意し、報道内容についても、感染症の予防、患者等に対する差別や偏見の解消に資する適正なものとなるよう報道機関等に協力を求めるなど、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

#### **4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応**

近年、人的物的交流の拡大に伴い感染症のまん延が広域化する可能性があり、県民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ適確な対応が求められる。このため、感染症の発生状況等の適確な把握が不可欠であり、感染症発生動向調査体制の充実に向けて、関係部局や関係者が連携して科学的知見に基づく迅速かつ適確な対応ができる体制を整備し、本計画及び基本指針に基づき、全ての感染症に対する健康危機管理体制を構築する。

#### **5 計画の定期的な見直し**

本計画は、感染症法第9条第3項の規定に基づき再検討される基本指針との整合性を確保するため、第2章第4、第6、第8、第9、第12、第13、第14については少なくとも3年ごとに、第2章のそれ以外の事項については少なくとも6年ごとに、それぞれ再検討を加え、必要があると認めるときは本計画を変更する。

### **第4 計画推進に当たって果たすべき役割**

本計画に基づき講じる施策については、感染症の発生の予防及びまん延の防止を目的として、保健医療を取り巻く環境の変化や国際交流の進展等に即応し、迅速かつ適確に対応できるよう、関係者及び関係機関の連携・協力の下、以下に示す各役割を踏まえ、総合的かつ計画的に推進する。

特に、新興感染症など実際に発生した感染症が、想定とは大きく異なる事態となった場合においても、患者等が置かれている状況を深く認識し、人権を尊重しつつ、その感染症の特性や感染状況等に合わせ、柔軟かつ機動的に対応する。

#### **1 県の役割**

県は、感染症対策をともに担う宇都宮市と相互に連携し、感染状況を踏まえるなど、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための効果的な施策を推進するとともに、感染症対策に必要な以下に示す基盤を整備する責務を負う。

- (1) 正しい知識の普及
- (2) 情報の収集及び分析並びに公表
- (3) 研究の推進
- (4) 人材の養成及び資質の向上並びに確保
- (5) 人材派遣及び受入体制の整備
- (6) 迅速で正確な検査体制の整備

- (7) 医療提供体制の整備
- (8) 感染症の予防に関する保健所体制の整備

また、県は、広域的又は大規模な感染症の発生時には、連携協議会を通じて、関係各機関や関係団体等と情報を共有し連携の緊密化を図るとともに、市町も含め、国や他県等との連絡調整を担い、統一的な対応方針を提示して感染症対策を行うことに加え、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、感染症対策に係る医療提供体制、検査体制、健康危機管理体制及び宿泊療養体制等を構築する。

## **2 栃木県感染症対策連携協議会の役割**

感染症法第10条の2第1項の規定に基づき県が設置した連携協議会は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制を整備するため、平時から本計画に基づく取組状況を共有し、関係者が相互に進捗を確認するとともに、感染症に係る情報収集・提供に努め、必要な対策の実施について協議を行う。

## **3 宇都宮市の役割**

宇都宮市は、感染症法第10条第14項の規定に基づき、計画的に感染症対策を推進するため、基本指針及び本計画に即して「宇都宮市感染症予防計画」を定めるとともに、連携協議会を通じて、県と相互に連携して必要な感染症対策を行う。

## **4 保健所の役割**

保健所は、地域における感染症対策を推進するための中核的な機関として、関係各機関や関係団体、市町等と連携し、感染症に関する正しい知識の普及等を通じて地域住民の感染症予防への努力を促すとともに、感染症法の規定に基づき積極的疫学調査<sup>1</sup>、検体等の収集等を行い、その結果を踏まえた効果的な施策を実施する。

また、必要に応じて地域の医師会等の医療関係団体と連携を図り、地域における感染症対策を実施する。

なお、感染症の発生及びまん延時においても、健康づくり等地域保健対策の拠点として機能が発揮できるよう、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、本計画との整合性を確保しながら、「健康危機対処計画」を策定し、平時からの体制整備や人材育成等に取り組む。

## **5 衛生研究所の役割**

衛生研究所は、本県における感染症の技術的かつ専門的な機関として、検査研究の実施や研修等での人材の育成を行うことにより、本県の感染症対策の技術的な向上を図る。

また、県は、情報処理の総合的かつ円滑な実施を図るため、県保健環境センターに感染症情報センターを設置し、予防のための施策として、県域における感染症患者の発生動向及び病原体検出状況の解析・評価、変異株の発生状況の分析等を実施

---

<sup>1</sup> 感染症法第15条の規定に基づく調査で、患者、その家族及びその患者を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な検査を実施し、情報の収集・分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。県及び宇都宮市では、保健所に事務を委任している。

し、県民及び関係機関等への情報提供を行う。

なお、感染症の発生及びまん延においても、必要な検査、情報の収集、原因究明等に取り組むことができるよう、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、本計画との整合性を確保しながら、「健康危機対処計画」を策定し、平時からの体制整備や人材育成等に取り組む。

## **6 市町の役割**

市町は、県の技術的支援を得ながら、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための消毒や予防接種を適切に実施するとともに、地域住民への感染症に関する正しい知識の普及等を通じて、地域の感染症対策を実施する役割を担う。

また、新興感染症の発生時においては、自宅療養者等の療養環境の整備など、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて、住民に身近な立場から感染症のまん延の防止を図る。

## **7 県民の役割**

県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにする。

## **8 医師（医療機関）等の役割**

医療機関は、医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、基本的な感染対策<sup>2</sup>の下、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める。

特に、公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講じるため、県が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じなければならない。

また、病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、高齢者施設等の開設者等は、各施設における感染症の発生の予防やまん延の防止に必要な措置を講じるよう努める。

さらに、医師は、感染症法第12条の規定に基づき届出を行うとともに、病原体の提出について協力するよう努める。

## **9 歯科医師（歯科医療機関）等の役割**

歯科医療機関は、歯科医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、特に飛沫や血液で感染する感染症等の歯科医療領域に関係が深いものについて、基本的な感染対策の下、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める。

---

2 新型コロナにおいては、「手洗い等の手指衛生」「三密の回避」「マスクの着用」等のこと。

## **10 獣医師（動物病院）等の役割**

動物病院は、獣医療関係者の立場で国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、動物由来感染症の発生の予防及びまん延の防止に寄与するよう努める。

また、感染症法第5条の2第2項に規定する動物等取扱業者<sup>3</sup>は、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講じるよう努める。

さらに、獣医師は、感染症法第13条の規定に基づき届出を行う。

## **11 薬剤師（薬局）等の役割**

薬局は、薬事関係者の立場で国及び地方公共団体の施策や感染症の予防に資するための医薬品等の提供体制等の整備に協力するとともに、感染症の患者に対し、基本的な感染対策の下、良質かつ適切な服薬指導等を行う。

# **第5 計画の推進体制**

県は、感染症をめぐる状況の変化に迅速かつ適確に対応し、感染症から県民の生命と健康を守る施策を積極的に推進するため、以下の関係各機関及び関係団体等の連携の下、本計画を推進する。

### **1 県の関係各部門の連携**

県は、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ適確に行政に求められる対応が実施できるよう、明確な役割分担と効果的かつ効率的な対応を重視した連携を円滑に行う体制を整備する。

また、新興感染症の発生時やその他感染症の集団発生時等において、特に対応が急務とされる場合は、県に対策本部を設置の上、公衆衛生部門と危機管理部門が中心となり、更には、教育委員会や警察本部等とも連携し必要な措置を講じるなど、全庁的に対応するとともに、疾患の特性に鑑み、国や研究機関とも連携する。

### **2 国、宇都宮市、市町、他県等との連携**

県は、感染症対策を適切かつ効果的に推進するため、国、宇都宮市及び各市町並びに他県等との連携に努める。

また、複数の都道府県にわたる広域的な地域に感染症がまん延するおそれがあるときは、他県等と相互に協力しながら対策を行う必要があることから、平時から、国と連携を図りつつ他県等との協力体制の構築に努める。

### **3 医療関係団体、学校、企業等との連携**

県は、本計画の推進に際し、平時から、医療関係団体、教育関係機関、社会福祉施設、企業等と感染症の発生動向等の情報を共有するとともに、集団発生時等、特に対応が急務とされる状況に備え、協力体制の構築に努める。

<sup>3</sup> 動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者。